



■唐津市 名護屋城博物館

今月の記事

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ 2
- これから年金をお受け取りになる方へ 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 協会けんぽへの申請書の提出についてのお願い 4
- 健診事務のご担当者様へ 5

●(財)佐賀県社会保険協会

- 皆様の職場へ講師を派遣いたします! 6
- ウォーキングマップ(唐津市:名護屋城跡散歩コース) 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 確定申告の時期となりました 8

年金相談窓口開設等のご案内

●平成24年3月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1 鳥栖市役所 (予約)	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 延長相談 19時まで	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8 鳥栖市役所 (予約)	9 伊万里市役所 (予約)	10 休日相談日
11	12 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15 鳥栖市役所 (予約)	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 延長相談 19時まで	20	21 多久市役所 (予約)	22 鳥栖市役所 (予約)	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 本庁舎 (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所 鹿島市民会館	唐津年金事務所 0955-72-5161 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

- ※予約相談も受付けております。
- ※希望される日の前日までに予約をお願いします。
- ※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。
- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

●確定申告の時期となりました

国民年金保険料の納付の証明である「社会保険料控除証明書」や年金の受給額の証明である「源泉徴収票」はお持ちでしょうか？
紛失されている場合は、再発行も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

◆「社会保険料控除証明書」の再発行について

控除証明書専用ダイヤル「☎0570-070-117」へおかけください。
(注)一般の固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。
※IP電話等の方は「☎03-6700-1130」へおかけください。
(注)こちらにおかけいただいた場合は、通常通話料金がかかります。

【専用ダイヤルの開設期間】
平成23年11月1日～平成24年3月15日

【受付時間】
●月～金曜日…午前8:30～午後5:15 …… ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで
●第2土曜日…午前9:30～午後4:00 …… (注) 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆「源泉徴収票」の再発行について

ねんきんダイヤル「☎0570-05-1165」へおかけください。
(注)一般の固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。
※IP電話等の方は「☎03-6700-1165」へおかけください。
(注)こちらにおかけいただいた場合は、通常通話料金がかかります。

【受付時間】
●月～金曜日…午前8:30～午後5:15 …… ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで
●第2土曜日…午前9:30～午後4:00 …… (注) 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「社会保険料控除証明書」、「源泉徴収票」の再発行をお急ぎの場合は、お近くの年金事務所へご本人様が来訪いただきますようお願いいたします。(運転免許証等の身分証明書が必要です)
なお、代理人の方が来訪いただいた場合は、ご本人様からの「委任状」、「代理人の方の身分証明書」及び「ご本人様の印鑑」をご持参ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成24年2月分保険料の納付期限は**平成24年4月2日(月)**です。

ご注意ください!! ※平成24年2月分の社会保険料計算に係る届書は**3月6日(火)**までに到着するようお届けください。
その後到着した場合は平成24年2月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。

— これから年金をお受け取りになる方へ —

インターネットサービス「ねんきんネット」では、
年金加入記録や年金見込み額などがパソコンで確認できます！

- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
- いつでも最新の年金記録が確認できます！
- 「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できます！（平成24年4月開始予定）

ご利用の手続きはとっても簡単！

1. 日本年金機構ホームページにアクセス

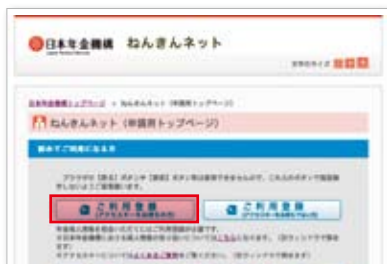
日本年金機構 (URL:<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックしてください。



「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックしてください。



2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



上記画面(ねんきんネット 申請用トップページ)が表示されますので、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックしてください。「ユーザID発行申込み(入力)」画面が表示されますので、窓口にて発行いたしました「アクセスキー」と基礎年金番号(※)、氏名等の必要な情報を画面の指示に従って入力します。

※年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前に、基礎年金番号をご確認ください。

※「アクセスキー」については、お客様の誕生日に送付されてくる「ねんきん定期便」に平成23年4月以降同封されています番号です。年金事務所窓口でも発行することができます。

※セキュリティの関係上、「アクセスキー」の有効期限は発行後3ヶ月となっております。

登録はこちら！

ねんきんネット

検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルへ」
☎0570-058-555
📞03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)

携帯電話からのユーザID発行申込み →



— 事業主の皆様へ —

事業主様は、厚生労働大臣（日本年金機構）から通知された被保険者の資格の取得若しくは喪失の確認、標準報酬月額の設定若しくは改定、又は標準賞与額の決定等の内容を被保険者や被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）に対して通知する義務があります。

通知書の様式はあくまで任意の様式で結構ですが、以下に様式例を示しますので参考にいただき、被保険者等へ決定された内容をお知らせいただきますようお願いいたします。

様式例につきましては、
日本年金機構ホームページにも掲載しております

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)			氏名	例示	
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	平成 年 月 日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	平成 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	平成 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	平成 年 月 日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	平成 年 月 日			
このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。					
<small>※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・ ・資格取得時の決定・・・資格取得時(入社)し被保険者となった場合 ・定時決定・・・毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定) ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定) ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定) ・資格喪失日・・・退職日の翌日</small>					
平成 年 月 日 事業所所在地					
事業所名称					
事業主氏名					

※該当様式は、あくまでも例として示すものであり、現行各事業所で使用されている様式の変更をお願いするものではありません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

健診事務のご担当者様へ

平成24年度からの「生活習慣病予防健診申込」新サービスのご案内
平成24年度から、ダウンロードしていただいた生活習慣病予防健診対象者データを活用し、**インターネットで一括申込**できるサービスが始まります。



- 協会けんぽの健診対象者のデータをダウンロードすることができます。
- 今までのように申込書(紙)を送付することなく、インターネットを通じての申込ができます。
- 社員の健康管理など二次的にも活用できます。

サービス利用 開始時期

24年度用健診対象者データのダウンロードは2月から、インターネットを通じての健診申込は4月からご利用いただけます。

※対象者を印字した申込書(紙)は、これまでどおり、3月中旬頃協会けんぽから送付いたします。

具体的な利用方法等は協会けんぽホームページよりご確認ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※サービスのご利用には、事前にインターネットを通じてID・パスワードの取得申請が必要です。入力方法等が不明な場合はお問い合わせください。なお、ご申請からID・パスワードの発行(郵送)まで2週間程度かかりますので、ご希望の場合はお早めにお手続きください。



※特定健診受診券もこれまでどおり、3月末頃協会けんぽから送付いたしますので、届きましたら、被保険者の方を通じて被扶養者の方へ配布をお願いいたします。

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

協会けんぽ

検索

協会けんぽへの申請書の提出についてのお願い

協会けんぽ(全国健康保険協会)では、下記の健康保険給付や被保険者証再交付、任意継続等に関する書類を取り扱っています。

下記の書類を**日本年金機構(年金事務所・事務センター)**宛に提出されるケースが見受けられますが、受付漏れ等の事故防止・処理時間の短縮のため、お間違えなく**協会けんぽ**宛にご提出いただきますようお願いいたします。

(下線のは、特に提出先間違いの多い書類です。)

健康保険給付関係

- 健康保険 高額療養費支給申請書
- 健康保険 限度額適用認定申請書
- 健康保険 傷病手当金支給申請書
- 健康保険 出産手当金支給申請書
- 健康保険 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金請求用資格喪失等証明書交付申請書
- 健康保険 療養費支給申請書(立替払等、治療用装具など)
- 健康保険 埋葬料(費)支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書
- 健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書 など



健康保険被保険者証交付関係

- 健康保険 被保険者証 再交付申請書
- 健康保険 高齢受給者証 再交付申請書 など

健康保険任意継続関係

- 任意継続被保険者資格取得申出書 など

保健事業関係

- 生活習慣病予防健診申込書 など

書類の提出は便利な郵送をご利用ください

窓口は混み合う場合がありますので、便利でスムーズな郵送による手続きをご利用ください。(3~4月頃は特に混雑する時期です。)

◎申請書はすべて郵送によりご提出いただけます。

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードいただけます。



名護屋城跡散策コース

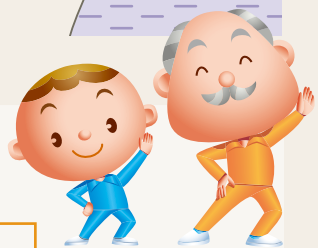
起点の所在地 ● 唐津市鎮西町名護屋



コースの距離と時間 (総距離・時間：5.0km・59分)



歴史豊かで風光明媚な鎮西町、県立名護屋城博物館を観覧し、茶苑海月でお抹茶を一服一休み。名護屋城跡まで歩けば、海の眺めは雄大で日斗の匂にも誘われて疲れも癒されます。





皆様の職場へ 講師を派遣いたします!



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

年金シニアセミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に向向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義、及びちょっとした相談などにも応じます。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。
日頃のちょっとした気になることなどお気軽にご相談ください。

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL 0952-26-3171 FAX 0952-26-3377

講師派遣申込書

平成 年 月 日

(財)佐賀県社会保険協会 御中

会員番号								◀おわかりになる範囲で結構です。			
事業所〒											
所在地											
事業所名											
電話番号											
担当者名											
実施希望日時	平成	年	月	日()	時	分	～	時	分		
参加人数	男子	名	女子	名	合計	名	平均年齢	:	歳		
実施場所											
希望講義 (どちらか選択)	1. 年金シニアセミナー・相談 2. 保健師による健康相談										
希望内容など											

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。